

## 参考資料 2

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律に基づく文部科学省の規制活動に対する原子力安全委員会の対応について

16安委決第9号  
平成16年6月14日  
原子力安全委員会決定

### 1. 本件に係る現在までの原子力安全委員会の関与の経緯

原子力安全委員会は、放射線障害防止法の規制対象である放射性同位元素の安全確保に関しては、平成15年3月に「国際基本安全基準（BSS）の規制免除レベルの国内規制体系への取り入れ等に当たって」を、本年1月には「放射性同位元素使用施設等から発生する放射性固体廃棄物の浅地中処分の安全規制に関する基本的考え方」をそれぞれ決定した。

放射性同位元素等の安全規制を担当する文部科学省は、これら原子力安全委員会の報告書の内容を関係法令に取り入れるための検討を行い、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案としてまとめた。原子力安全委員会は、本法律案について、本年3月1日の第14回原子力安全委員会において非公開の形で調査審議（調査審議資料については閣議決定後公開）を行った。

### 2. 本法律の成立

本法律案は、その後の閣議決定を経て、政府原案として国会に提出された。政府原案については、第159回通常国会で審議が行われ、原案のまま可決成立し、6月2日に公布されたところである。

本法律については、附則で、一部の規定を除き、公布の日から1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされており、同法に基づく省令等については、その期日までに、文部科学省において制定されることとなる。また、同法施行後は、本法律により新たに設けられた規定に基づき放射性同位元素の使用等の規制が行われることとなる。

### 3. 本件に係る原子力安全委員会の今後の取組み

原子力安全委員会としては、今後とも、放射性同位元素の使用等を含む原子力の安全確保に対する規制行政庁の規制活動が適切かどうかの監視・監査を行うこ

ととする。

規制行政庁の規制活動の中でも特に、本法律により新たに設けられた放射性廃棄物の埋設処分の規制に関して、その安全確保のための具体策や、原子力安全委員会で提示した安全規制の基本的考え方の内容の多くは、今後制定される省令等において規定されることになると考えられる。また、本法律施行後、埋設処分事業が実際に行われることとなった際は、埋設処分が長期的に行われることを踏まえ、その安全確保には特に万全を期して対応することが必要である。

したがって、原子力安全委員会としては、本法律に基づく省令等について制定の前に事前に報告を求め、必要に応じ、意見や見解を示すとともに、今後、本法律で規定する廃棄の業のうち、放射性廃棄物の埋設処分に関して下記の事項の規制行為が行われた際には、原子力安全委員会に報告を求め、埋設処分に対する安全確保が適切に行われたかを確認することとする。

第4条の2第1項の規定による許可

第12条の8第2項の規定による施設検査

第12条の9第2項の規定による定期検査

第12条の10第1項の規定による定期確認

第42条第1項の規定による報告徴収（放射線障害が発生したとき又は発生するおそれのあるときのその状況及びそれに対する処置に関するものに限る。）

第43条の2第1項及び第2項の規定による立入検査